

南区公告 第160号

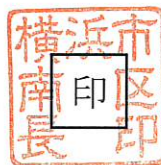
公 示 送 達

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所（所在地）等が不明である（法施行地にない）ので、地方税法第20条の2及び横浜州市税条例第10条の規定により公示送達する。送達する書類は当区役所税務課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年7月23日

横浜市南区長

高澤 和義



送達を受けるべき者の氏名又は名称	松本 祐 外12名
送達する書類	令和8年度賦課 令和8年度課税 軽自動車税 督促状
(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。	

公示日：令和8年7月23日

軽自動車税

(種別割は改正前の地方税法第463条の25)

[illegible]

南区公告 第 161 号

公 示 送 達

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所（所在地）等が不明である（法施行地でない）ので、地方税法第20条の2及び横浜市市税条例第10条の規定により公示送達する。送達する書類は当区役所税務課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年7月23日

横浜市南区長 高 澤 和 義



送達を受けるべき者の氏名又は名称	GANBAA KHERLEN
送達する書類	差押調書（謄本）
（注意） 地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。	

南区公告 第 162 号

公 示 送 達

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所（所在地）等が不明である（法施行地でない）ので、地方税法第20条の2及び横浜州市税条例第10条の規定により公示送達する。送達する書類は当区役所税務課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年7月23日

横浜市南区長

高澤 和義



送達を受けるべき者の氏名又は名称	王 彩紅
送達する書類	差押調書（謄本） 1 通
（注意） 地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。	

南区公告 第 163 号

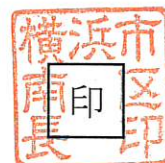
公 示 送 達

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所（所在地）等が不明である（法施行地でない）ので、地方税法第20条の2及び横浜州市税条例第10条の規定により公示送達する。送達する書類は当区役所税務課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年7月23日

横浜市南区長

高澤 和義



送達を受けるべき者の氏名又は名称	芳司 豊彰
送達する書類	差押調書（謄本）
（注意） 地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。	

南区公告 第 164 号

公 示 送 達

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所（所在地）等が不明である（法施行地でない）ので、地方税法第20条の2及び横浜市市税条例第10条の規定により公示送達する。送達する書類は当区役所税務課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和 8 年 7 月 23 日

横浜市南区長

高澤 和義



送達を受けるべき者の氏名又は名称	寺廻 信明
送達する書類	令和8年度賦課 令和5年度課税 市民税・県民税・森林環境税 督促状
(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。	

公示日：令和8年7月23日

地方税法第329条

1 / 1 頁

南区公告 第 165 号

公 示 送 達

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所（所在地）等が不明である（法施行地でない）ので、地方税法第 20 条の 2 及び横浜市市税条例第 10 条の規定により公示送達する。送達する書類は当区役所税務課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和 8 年 7 月 23 日

横浜市南区長

高澤 和義



送達を受けるべき者の氏名又は名称	寺廻 信明
送達する書類	令和 8 年度賦課 令和 6 年度課税 市民税・県民税・森林環境税 督促状
(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。	

公示日：令和8年7月23日

地方税法第329条

作成日：令和8年7月23日

南区公告 第166号

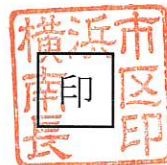
公 示 送 達

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所（所在地）等が不明である（法施行地でない）ので、地方税法第20条の2及び横浜州市税条例第10条の規定により公示送達する。送達する書類は当区役所税務課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年7月23日

横浜市南区長

高澤 和義



送達を受けるべき者の氏名又は名称	田港 美桜 外3名
送達する書類	令和8年度賦課 令和7年度課税 市民税・県民税・森林環境税 督促状
(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。	

公示日：令和8年7月23日

地方税法第329条

作成日：令和8年7月23日

南区公告 第167号

公 示 送 達

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所（所在地）等が不明である（法施行地でない）ので、地方税法第20条の2及び横浜市市税条例第10条の規定により公示送達する。送達する書類は当区役所税務課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年7月23日

横浜市南区長

高澤 和義



送達を受けるべき者の氏名又は名称	戸塚 宏 外7名
送達する書類	令和8年度賦課 令和8年度課税 固定資産税・都市計画税 督促状
(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。	

公示日：令和8年7月23日

固定資産税・都市計画税

地方税法第371条

[illegible]